

入札説明書

(「埼玉県議会だより」 点字版制作及び配布業務)

埼玉県議会事務局政策調査課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）、同法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県財務規則第18号、以下「財務規則」という。）のほか、「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託の契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

1 一般競争入札に付する事項

別記1のとおり

2 競争参加者に必要な資格

別記2のとおり

3 入札参加資格の確認

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

競争入札参加者は、令和5年4月11日（火）午後5時までに、一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1。以下「確認申請書」という。）及び確認申請書に示す必要な添付資料を別記3のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、書留郵便又は持参の場合の受付時間等は、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日を含む）を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(2) 結果通知

入札参加資格の有無について審査し、令和5年4月13日（木）までに、その結果を各入札参加者に回答する。

なお、参加資格が「なし」の場合は、その理由を付する。

(3) その他

ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 埼玉県は、提出された確認申請書等を、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出期限以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 入札参加資格「有」の通知を受けている競争入札参加者であっても、入札日において入札参加資格を満たしていない者は、入札に参加する資格を有しない。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問票の受付

仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子メール又はファクシミリにより質問票（別紙様式4）を提出すること。

提出後は、電話で質問票の到達の確認を行うこと。

なお、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付け

ない。

ア 受付期間

令和5年4月5日（水）午後2時まで

イ 提出先

別記6のとおり

(2) 競争入札参加者全員に共通な質問に対する回答は、次の回答日時までに各競争入札参加者にファクシミリ等により通知する。

*回答日時 令和5年4月6日（木）午後5時まで

5 入札及び案件の仕様等に関する説明会

開催しません。

6 入札及び開札

(1) 競争入札参加資格者又はその代理人（以下「競争入札参加資格者等」という。）は、別紙様式2-1又は2-2による入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電話、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(3) 入札書の提出場所は、別記4の（1）のとおり。

(4) 入札書の受領期限は、別記4の（2）のとおり。

(5) 競争入札参加資格者等は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式2による入札書を提出しなければならない。また、代理人が入札する場合は、別紙様式3による入札権限に関する委任状も併せて提出しなければならない。

ア 当該購入等件名（業務の名称）

イ 入札金額

ウ 競争入札参加資格者本人の住所又は所在地、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）

エ 代理人が入札する場合は、競争入札参加資格者本人の住所並びに氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名

(6) 入札書は、直接提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「何月何日開札〔当該購入等件名（業務の名称）〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。また、提出しようとするときに、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）に、埼玉県が交付した「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示しなければならない。

(7) 入札書は、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書と確認通知書の写しを中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「何月何日開札〔当該購入等件名（業務の名称）〕の入札書在中」と朱書きしなければならない。また、再度入札を2回まで行うので「1回入札」・「再度入札（回目）」・「入札辞退届」の区別を中封筒の封皮に記載しなければならない。（確認通知書の写しは「1回入札」の封筒にのみ同封すること。）

なお、郵便により提出する場合は、その旨を事前に別記4の（1）の機関まで連絡するものとする。

- (8) 競争入札参加資格者等は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について署名をしておかなければならない。
- (9) 競争入札参加資格者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (10) 入札執行権者は、競争入札参加資格者等が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (11) 競争入札参加資格者等は、当該「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託にかかる費用のほか、仕様書に明記した一切の諸費用を含めたうえで、別記1の（2）の入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価に執行予定数量（ページ数（見込み）、予定数量及び回数）を乗じて得た額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (12) 競争入札参加資格者等は、契約書（案）に基づき請負代金の支払方法等の契約条件を十分考慮した上で入札金額を積算するものとする。
- (13) 別記2に定める競争入札参加資格者に必要な資格のない者で、審査申請書を提出した者が、開札時に競争入札参加資格者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る審査資格が開札日時までに了しないとき又は資格を有すると認められなかつたときは、当該入札者は落札決定の対象としない。
- (14) 開札の日時及び場所は、別記4の（3）のとおり。
- (15) 開札は、競争入札参加資格者等が出席して行うものとする。ただし、競争入札参加資格者等が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 開札会場には、競争入札参加資格者等並びに入札関係職員及び（15）の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (17) 競争入札参加資格者等は、開札時刻後においては、開札会場に入場できない。
- (18) 競争入札参加資格者等は、開札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に確認通知書及び身分証明書を提示しなければならない。
- (19) 競争入札参加資格者等は、特にやむを得ない事情があると認めた場合を除き、入札が終わるまで開札会場を退場することはできない。
- (20) 入札執行権者は、開札会場に次の各号の一に該当する者がいると認めた場合には、該当者を開札会場から退場させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 競争入札参加資格者等は、本件に係る入札について他の競争入札参加資格者の代理人になることができない。

- (22) 開札をした場合において、競争入札参加資格者等の入札のうち、予定価格以下の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うので、再度の入札書に署名する筆記用具を持参するものとする。
- (23) 再度入札を行っても落札者がいないときは、入札執行権者は、入札を打ち切り、契約希望者による見積競争を行うものとする（再度入札は2回までとする。）。

7 入札保証金

- (1) 競争入札参加資格者等は、後記（8）及び（9）により入札保証金を免除される場合を除いては、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い埼玉県に納付しなければならない。
- (2) 入札者は、見積もった契約単価に予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む金額）に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則第93条第2項に該当する場合は、免除する。
また、計算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- (3) (1) の入札保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
オ	銀行等※の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～オの「銀行等」とは、埼玉県財務規則第81条第2項第2号二規定する知事が指定する金融機関を指定する告示（平成12年6月23日告示第947号）により指定されたものをいう。

- (4) 競争入札参加資格者等は、入札保証金を納付する場合には、次のアかイのいずれかの方法により納付するものとする。
- ア 埼玉県が発行する「納付書兼領収書（3枚綴り）」により、入札保証金相当額（上記（2）の額）を指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関に払い込む。この場合には、当該「納付書兼領収書」の写しを入札書の提出期限までに入札書とともに提出するものとする。
- イ 開札日に、別紙様式5の1「入札保証金納付書」により現金で納付する。
- (5) 競争入札参加資格者等は、上記（3）に掲げた入札保証金に代える担保を提供する場合には、別紙様式6の1「保管有価証券納付書」に必要事項を記入の上、開札日に提出するものとする。
- (6) 契約の相手方が決定したときは、埼玉県は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次のいずれかの方法により当該入札保証金等を還付するものとする。
- ア 上記（4）のアの方法による場合には、当該「納付書兼領収書」（写しでも可）

を添付した請求書により還付する。

イ 上記（4）のイの方法による場合には、別紙様式5の3「入札保証金払出請求書」により還付する。

ウ 上記（5）の方法による場合には、別紙様式6の3「保管有価証券還付請求書」により還付する。

(7) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、埼玉県に帰属する。

(8) 競争入札参加資格者等は、埼玉県財務規則第93条第2項第3号に基づき入札保証金の納付の免除を希望する場合には、次の条件をすべて満たす契約書の写し及び履行を証明する書類を別紙様式9の書類と合わせて、令和5年4月11日（火）午後5時までに別記4の（1）の機関に提出しなければならない。

ア 過去2年度間に、国又は地方公共団体と締結したもので、適正に履行したもの

イ 今回競争入札に付する業務と、種類及び規模がほぼ同じもの

ただし、上記ア、イを満たす契約を過去2年度間に2回以上締結（契約の相手方は必ずしも同一でなくてよい。）していることを前提とする。

(9) 上記（8）に該当しないにもかかわらず入札保証金の納付の免除を希望する競争入札参加資格者等に対しては、保険会社との間で埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、別紙様式7の1「保証保険証書納付書」に必要事項を記入の上、入札書の提出期限までに当該保険証書を提出した場合に限り、埼玉県は入札保証金の納付を免除する。

この場合、契約の相手方が決定したときは、埼玉県は別紙様式7の3「保証保険証書還付請求書」により当該保険証書を還付する。

(10) 落札者の入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当するものとする。

8 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

(1) 競争入札参加資格者に必要な資格のない者が提出した入札書

(2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書

(3) 首標金額を訂正した入札書

(4) 電報、電話又はファクシミリにより提出した入札書

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札書

(6) 虚偽の確認申請書を提出した者が提出した入札書

(7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書

(8) 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が提出した入札書

(9) 代理人で委任状を提出しない者が提出した入札書

(10) 他人の代理を兼ねた者が提出した入札書

(11) 2通以上の入札書を提出した者が提出した入札書又は2以上の者の代理をした者が提出した入札書

(12) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札書

(13) その他入札の条件に違反した入札書

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2) の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に關係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかつた入札者に通知する。
- (5) 落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

10 事情変更による調達手続の延期又は停止

令和5年度の歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続きを延期し、又は停止することがある。

11 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額（消費税及び地方消費税を含む金額）に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額の契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下「契保証金等」という。）を所定の手続に従い埼玉県に納付しなければならない。ただし埼玉県財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は免除する。
- (2) (1) の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、次に掲げるところによるものとする。

区分	種類	価値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	銀行等※が振出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等※に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
オ	銀行等※の保証	その保証する金額

※ 上記ウ～オの「銀行等」とは、埼玉県財務規則第81条第2項第2号二規定する知事が指定する金融機関を指定する告示（平成12年6月23日告示第947号）により指定されたものをいう。

- (3) 契約の相手方が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、別紙様式7の1「保証保険証書納付書」に必要事項を記入のうえ、当該保険証書を提出した場合には、埼玉県は契約保証金の納付を免除する。
- (4) 上記(3)以外で契約の相手方が契約保証金の納付の免除を希望する場合には、前記7の(8)入札保証金の規定を準用する。
- (5) 契約の相手方が納付した契約保証金等については、契約に基づく納付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときには、埼玉県は請求書又は別紙様式6の3「保

「管有価証券還付請求書」によりこれを還付する。

ただし、契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合には、契約保証金等は埼玉県に帰属する。

12 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から 5 日以内に契約を締結するものとする。
- (2) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 埼玉県知事が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 契約条項・支払条件

別添契約書（案）のとおり

14 別記 2（6）に定める埼玉県が定めた物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格審査に関する事項の照会先

(郵便番号) 330-9301
(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（県庁本庁舎3階）
(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当
(電話番号) 048-830-5775（直通）

15 その他必要な事項

- (1) 競争参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用は、すべて当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札執行権者の職及びその所属する部局の名称は別記 5 のとおり
- (3) 本件に関しての照会先は、別記 6 のとおり
- (4) 本件に関してのその他の特記事項については、別記 7 のとおり

別 記

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務件名及び数量

「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託 全4回

(2) 入札金額

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版1ページ当たりの単価に下記（3）アの予定数量を乗じた金額及び「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版1ページ当たりの単価に下記（3）イの予定数量を乗じた金額の合計額

(3) 予定数量

ア 「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版

94ページ（見込み）×359部（予定）×2回

イ 「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版

48ページ（見込み）×359部（予定）×2回

(4) 調達案件の仕様等

仕様書のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年2月28日（水）まで

2 競争入札参加資格

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（3）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（4）本件入札の公告日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。

（5）本件入札の公告日から契約者決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

（6）物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」においてA、B又はC等級に格付けされ、営業品目（小分類）の「テープ版・点字版発行業務」に登録されている者であること。

（7）所在地要件が管轄内（県内）又は準管轄内（準県内）であり、企業規模要件が中小企業を満たす者であること。

なお、自社（自己）の所在地及び企業規模については、埼玉県ホームページの入札情報公開システムにより、競争入札参加資格者情報から検索し、確認すること。

(8) 過去3年間において、国、都道府県又は市町村と定期刊行物（年4回以上発行）の点字版制作・配布業務について、契約実績がある者であること。又はこれと同等の能力を有していると県が認める者であること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出する書類、提出先及び提出期限

(1) 提出書類

- ・一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- ・入札参加資格を満たしていることの誓約書（付表1）
- ・国、都道府県又は市町村の定期刊行物（年4回以上発行）における契約実績について（別紙様式8）
- ・国、都道府県又は市町村の定期刊行物（年4回以上発行）における契約を証明する書類

(2) 提出先

(郵便番号) 330-9301
(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（議事堂1階）
(機 関 名) 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当
(電話番号) 048-830-6257（直通）

(3) 提出期限

令和5年4月11日（火）午後5時まで

4 入札及び開札

(1) 入札書の提出場所

(郵便番号) 330-9301
(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（議事堂1階）
(機 関 名) 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当
(電話番号) 048-830-6257（直通）

(2) 入札書の受領期限

開札の日時まで。ただし、郵送による場合は令和5年4月19日（水）午後5時まで。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和5年4月20日（木）午前10時

場所 埼玉県庁 議事堂1階 総務課分室

5 入札執行権者

所属の名称 埼玉県議会事務局政策調査課

職名 政策調査課長

6 本件に関しての照会先

(郵便番号) 330-9301
(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号（議事堂1階）
(機 関 名) 埼玉県議会事務局政策調査課広報担当
(電話番号) 048-830-6257（直通）
(ファクシミリ番号) 048-830-4923

(メールアドレス) a6250-03@pref.saitama.lg.jp

※ 本件仕様書等にかかる質問については、別紙様式4「質問票」により質問内容を

記載し、電子メール又はファクシミリにより提出してください。

提出後は、電話で質問票の到達の確認してください。

※ 受付期限は、令和5年4月5日（水）午後2時までとします。

7 その他の特記事項

本件に関する契約締結事務については、次の機関で行う。

(所 在 地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機 関 名) 埼玉県議会事務局政策調査課